

「種苗への遺伝子操作の表示を求める署名」について

(ご協力をお願い)

生活協同組合パルシステム山梨

現在、日本国内で流通している遺伝子組み換え食品には、不十分ながらも表示義務があります。しかし、遺伝子組み換え作物やゲノム編集された種子や苗には表示義務はありません。

2020年12月には、日本初となるゲノム編集食品(高GABAトマト)が承認され、国内で栽培・流通しようとしている今、生産者が種苗の選択をするために表示は必要不可欠です。

遺伝子操作作物を栽培したくない生産者、遺伝子操作原料を使いたくない事業者、遺伝子操作食品を食べたくない消費者の選択の権利を求めるため、種子・苗への表示の必要性を訴えたいと考えます。

そこで、パルシステム山梨は「遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン」の呼び掛けに応じて、「種苗への遺伝子操作の表示を求める署名」に取り組むことといたしました。つきましては、組合員の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。尚、本署名活動に関する詳細は下記の通りです。

記

■取り組み期間：2021年5月10日(月)～2021年6月11日(金)

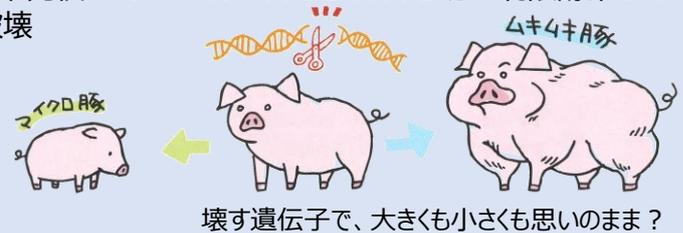
■署名提出方法：本署名用紙による提出(ご記入の上、上記期間内に配達担当へご提出ください)
オンライン署名(署名用紙の二次元バーコードから署名をお願いします)

以上

▼ゲノム編集とは?

ゲノム編集とは、遺伝子操作技術(バイオテクノロジー)の新しい技術です。他生物の遺伝子を挿入する遺伝子組み換え技術に対し、ゲノム編集では案内役のガイドRNAとDNAを切る制限酵素がセットになったクリスパー・カス9で遺伝子を破壊することが技術の基本になっています。

特定の遺伝子を破壊することで、その反対の性質を生物に極端に発現させます。たとえば、魚や家畜に筋肉を早く多くつけさせるために、筋肉増加を抑制する遺伝子が破壊されます。



▼行政は「規制せず、表示せず」の方針

環境省、農水省、厚労省、消費者庁は、2018年以降それぞれ検討会や調査会でゲノム編集食品の規制や表示を議論しました。

環境省、農水省、厚労省の検討会や調査会には、バイオテクノロジー推進派の専門家が名を連ね、慎重論を述べる委員はほとんどいませんでした。まさに結論が先にありきの議論で下された結論は、遺伝子組み換えに相当しないゲノム編集の「規制は不要」「届出も任意」というものでした。

消費者庁も「届出が任意では表示を義務付けることはできない」という理屈で表示を見送りました。そのため、日本ではゲノム編集食品が規制も表示もない、野放し状態となってしまったのです。

▼呼びかけ団体「遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン」より

私たちの調査では、多くの企業は態度を決めかねていますが、ゲノム編集食品を扱わないと決めている生協、その他の事業者もあります。しかしゲノム編集食品には表示義務がないため、事業者が扱わないと決めて原料調達しようとしても原料の由来を遡れない可能性があります。

そこで、ゲノム編集作物を作らない農業生産者のために種苗の表示を求めて署名に取り組めます。引き続き、ゲノム編集食品の規制と表示も求めていきます。

安全安心な食品を求めていきましょう。



署名はオンラインでも

種苗への遺伝子操作の表示を求める署名

ゲノム編集トマトの栽培や販売が認められました。このトマトには、種苗にも食品にも表示の必要がありません。このままでは知らないうちに栽培したり、食卓に登場することになりかねません。遺伝子組み換えやゲノム編集などで遺伝子を操作された作物や家畜、魚などは、環境や食の安全に悪い影響をもたらす可能性があります。現在、食用の遺伝子組み換え作物は国内で栽培されていません。しかし、ゲノム編集作物の栽培が進めば、遺伝子組み換え作物の栽培も進み、食卓にやってくる可能性があります。

遺伝子組み換え食品については極めて不十分ながら表示義務があります。しかし、遺伝子組み換え作物の種子や苗には表示義務はありません。ゲノム編集された種子や苗にも表示義務はありません。国内でゲノム編集作物が栽培されようとしている今、生産者が種苗の選択をするために表示は絶対に必要です。私たちは、遺伝子操作作物を栽培したくない生産者、遺伝子操作原料を使いたくない事業者、遺伝子操作食品を食べたくない消費者の選択の権利を求めます。

種苗法第 59 条の表示項目の第 6 項「その他農林水産省令で定める事項」に、現在定められている「使用農薬の履歴」とともに、「育種における遺伝子操作の有無」を追加することを要望します。

名 前	住 所
	都道 府県

※ボールペンでご記入ください。ご家族等でも、お一人ずつお名前・ご住所をご記入ください（住所は町名までで結構です）。

※同一住所でも「〃」や「同上」と書かず、都道府県からご住所をご記入ください。

※いただいた署名は政府に提出する以外の目的では使用いたしません。

※期限内に提出が難しい場合は、下記「呼び掛け団体」に直接ご提出ください（送料自己負担）。

期限：2021年6月11日

【取り扱い団体】

生活協同組合パルシステム山梨

〒400-0051

山梨県甲府市古上条町225-1

電話：055-243-6327

（月～金／9：00～17：00）

【呼び掛け団体】

食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

〒169-0051東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

電話：03-5155-4756／FAX：03-5155-4767

メール：office@gmo-iranai.org



オンラインでも署名できます